

第 51 号

令和 3 年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ426,130千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,703,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用 度 事 業 収 入		千円 2,129,906	千円 △426,130	千円 1,703,776
	1 財 産 収 入	200	△200	0
	2 繰 越 金	114,316	△38,459	75,857
	3 諸 収 入	2,015,390	△387,471	1,627,919
歳 入	合 計	2,129,906	△426,130	1,703,776

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 2,129,906	千円 △426,130	千円 1,703,776
	1 用 度 事 業 費	2,129,906	△426,130	1,703,776
歳 出	合 計	2,129,906	△426,130	1,703,776

第 52 号

令和 3 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 269,686	千円 63,420	千円 333,106
	1 繰 入 金	229,534	57,999	287,533
	2 諸 収 入	40,152	5,421	45,573
歳 入	合 計	269,686	63,420	333,106

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 269,686	千円 63,420	千円 333,106
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	90,102	11,320	101,422
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	37,175	45,423	82,598
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	142,409	6,677	149,086
歳 出	合 計	269,686	63,420	333,106

第 53 号

令和 3 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 288,295	千円 △60,000	千円 228,295
	1 繰 越 金	181,397	△60,000	121,397
歳 入	合 計	288,295	△60,000	228,295

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 288,295	千円 △60,000	千円 228,295
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	288,295	△60,000	228,295
歳 出	合 計	288,295	△60,000	228,295

第 54 号

令和 3 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,146,157千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,882,873千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 73,736,716	千円 3,146,157	千円 76,882,873
	1 分担金及び負担金	19,475,169	△55,366	19,419,803
	2 国庫支出金	22,575,032	554,378	23,129,410
	3 前期高齢者交付金	26,519,577	33,089	26,552,666
	4 共同事業交付金	100,239	9,761	110,000
	5 財産収入	139	△42	97
	6 繰入金	4,926,560	△425,651	4,500,909

	7 繰越金	140,000	3,004,712	3,144,712
	8 諸収入		25,276	25,276
歳入合計		73,736,716	3,146,157	76,882,873

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 73,736,716	千円 3,146,157	千円 76,882,873
	1 国民健康保険事業費	73,736,577	3,146,199	76,882,776
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	139	△42	97
歳出合計		73,736,716	3,146,157	76,882,873

第 55 号 令和 3 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,987千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,113,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 1,174,802	千円 △60,987	千円 1,113,815
	2 諸 収 入	213,200	13	213,213
	3 県 債	961,000	△61,000	900,000
歳 入 合 計		1,174,802	△60,987	1,113,815

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 1,174,802	千円 △60,987	千円 1,113,815
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	1,174,802	△60,987	1,113,815
歳 出	合 計	1,174,802	△60,987	1,113,815

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 961,000	千円 900,000

第 56 号

令和3年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,394千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,622,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,628,571	千円 △6,394	千円 127,622,177
	1 使用料及び手数料	3,777	△3,616	161
	2 財産収入	500	△500	0
	4 繰越金	14,048	△1,314	12,734
	5 諸収入	63,304,246	△964	63,303,282
歳 入	合 計	127,628,571	△6,394	127,622,177

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 127,628,571	千円 △6,394	千円 127,622,177
	1 中小企業・雇用対策事業費	127,628,571	△6,394	127,622,177
歳 出	合 計	127,628,571	△6,394	127,622,177

第 57 号

令和 3 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 48,566	千円 1,122	千円 49,688
	2 諸 収 入	3,001	1,122	4,123
歳 入	合 計	48,566	1,122	49,688

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 48,566	千円 1,122	千円 49,688
	1 中小企業近代化資金貸付金	48,566	1,122	49,688
歳 出	合 計	48,566	1,122	49,688

第 58 号

令和 3 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,153千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 76,472	千円 △3,153	千円 73,319
	2 繰 越 金	40,462	△3,153	37,309
歳 入	合 計	76,472	△3,153	73,319

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 76,472	千円 △3,153	千円 73,319
	1 徳島ビル管理事業費	76,472	△3,153	73,319
歳 出	合 計	76,472	△3,153	73,319

第 59 号

令和3年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,367千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 4,527	千円 △1,367	千円 3,160
	2 繰越金	3,728	△913	2,815
	3 諸収入	500	△454	46
歳入	合計	4,527	△1,367	3,160

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 4,527	千円 △1,367	千円 3,160
	1 農業改良資金貸付金	4,527	△1,367	3,160
歳 出	合 計	4,527	△1,367	3,160

第 60 号

令和 3 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,780千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 繰 入 金	1,975	△1,777	198
	2 繰 越 金	95,001	△95,001	0
	3 諸 収 入	5,002	△5,002	0
歳 入	合 計	101,978	△101,780	198

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 林業改善資金貸付金	101,978	△101,780	198
歳 出	合 計	101,978	△101,780	198

第 61 号

令和3年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68,827千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 297,945	千円 △68,827	千円 229,118
	1 財産収入	181,580	△3,018	178,562
	2 繰入金	115,448	△66,354	49,094
	3 繰越金	702	△666	36
	4 諸収入	215	1,211	1,426
歳入合計		297,945	△68,827	229,118

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 297,945	千円 △68,827	千円 229,118
	1 県有林県行造林事業費	297,945	△68,827	229,118
歳 出	合 計	297,945	△68,827	229,118

第 62 号

令和 3 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,848千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,064千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,912	千円 △79,848	千円 1,064
	1 繰 入 金	910	△714	196
	2 繰 越 金	72,036	△71,168	868
	3 諸 収 入	7,966	△7,966	0
歳 入	合 計	80,912	△79,848	1,064

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,912	千円 △79,848	千円 1,064
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,912	△79,848	1,064
歳 出	合 計	80,912	△79,848	1,064

第 63 号

令和3年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ285,730千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,857,043千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,142,773	千円 △285,730	千円 2,857,043
	1 財産収入	1,719,600	△135,730	1,583,870
	2 繰入金	220,000	△150,000	70,000
歳入合計		3,142,773	△285,730	2,857,043

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 3,142,773	千円 △285,730	千円 2,857,043
	1 公用地公共用地取得事業費	3,142,387	△285,618	2,856,769
	2 土地開発基金積立金	386	△112	274
歳 出	合 計	3,142,773	△285,730	2,857,043

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 179,138

第 64 号

令和 3 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,271,282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,790,631千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 4,519,349	千円 1,271,282	千円 5,790,631
	1 使用料及び手数料	968,275	△81	968,194
	2 財産収入	1,563,435	871,363	2,434,798
	4 繰越金	200,000	400,000	600,000
歳 入	合 計	4,519,349	1,271,282	5,790,631

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 4,519,349	千円 1,271,282	千円 5,790,631
	1 港湾等整備事業費	2,542,205	△10,047	2,532,158
	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	1,506,993	880,460	2,387,453
	3 空港周辺整備事業費	470,151	400,869	871,020
歳 出	合 計	4,519,349	1,271,282	5,790,631

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 166,939
		上屋管理費	30,621
		施設等運営費	16,800

第 65 号

令和 3 年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112,356千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 259,824	千円 △112,356	千円 147,468
	3 諸 収 入	165,445	△112,356	53,089
歳 入	合 計	259,824	△112,356	147,468

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 259,824	千円 △112,356	千円 147,468
	1 奨学金貸付金	259,824	△112,356	147,468
歳 出	合 計	259,824	△112,356	147,468

第 66 号

令和3年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312,101千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,292,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 2,980,000	千円 312,101	千円 3,292,101
	1 証 紙 収 入	2,279,127	△36,262	2,242,865
	2 繰 越 金	700,873	348,363	1,049,236
歳 入	合 計	2,980,000	312,101	3,292,101

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 2,980,000	千円 312,101	千円 3,292,101
	1 他 会 計 繰 出 金	2,980,000	312,101	3,292,101
歳 出	合 計	2,980,000	312,101	3,292,101

第 67 号

令和 3 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,968,062千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,560,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		千円 107,529,000	千円 △1,968,062	千円 105,560,938
	1 繰入金	70,833,000	△68,062	70,764,938
	2 県債	36,696,000	△1,900,000	34,796,000
歳入合計		107,529,000	△1,968,062	105,560,938

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 107,529,000	千円 △1,968,062	千円 105,560,938
	1 公債費	107,529,000	△1,968,062	105,560,938
歳出合計		107,529,000	△1,968,062	105,560,938

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
借換債	千円 36,696,000	千円 34,796,000

第 68 号

令和3年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,245,706千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給与振替収入		千円 31,272,398	千円 973,308	千円 32,245,706
	1 給与振替収入	31,272,398	973,308	32,245,706
歳 入	合 計	31,272,398	973,308	32,245,706

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 31,272,398	千円 973,308	千円 32,245,706
	1 給 与 費	31,272,398	973,308	32,245,706
歳 出	合 計	31,272,398	973,308	32,245,706